

第1章 総則

第1節 一般事項

下 - 1 - 1 - 1 - 1 適用

- 1 大阪市建設局（以下「本市」という。）が請負契約により施行する下水道施設土木工事類は、この工事請負共通仕様書（下水道施設土木工事編）（以下「本編」という。）及び工事請負共通仕様書（共通）（以下「共通編」という。）を適用する。
- 2 本編は、共通編「第1章総則」に定める各用語の定義及び略称を準用する。

下 - 1 - 1 - 1 - 2 一般事項

- 1 受注者は、工事の施工にあたり、設計図書の定めによるほか、発注者、または監督職員が指示する他局等の関連する基準類に基づき施工しなければならない。
- 2 受注者は、工事目的物の構造及び位置・深さ、設計図書に定められた施工条件等を総合的に考慮し、安全かつ効率的に工事を実施しなければならない。
- 3 受注者は、工事の施工にあたり、共 - 1 - 1 - 1 - 24 官公庁等への手続等第2項の規定に基づき、必要な届出等を行わなければならない。

下 - 1 - 1 - 1 - 3 提出書類

- 1 受注者は、設計図書の定めによるほか、共通編及び本編の規定に基づき、必要な書類を作成し、監督職員に提出しなければならない。なお、本編添付資料「1 提出書類の様式」に主な提出書類を示す。
- 2 受注者は、設計図書の定めによるほか、本編添付資料「2 施工計画書作成要領」に基づき、施工上必要となる事項の検討内容並びに工事の実施計画を明記した「施工計画書」を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、本編添付資料「28 下水道施設土木工事施工管理基準(案)」に基づき、出来形及び品質にかかる管理記録を作成し、監督職員に提出しなければならない。

下 - 1 - 1 - 1 - 5 出来高内訳書

受注者は、共 - 1 - 1 - 5 - 5 部分払検査第2項(1)に規定する出来高内訳書を次の要領で作成するものとする。

- (1) 工事数量総括表を複写し、数量欄の上段へ出来高対象数量を記入する。
- (2) 一式となっている工種等については、出来高を百分率(整数止め)にして数量欄へ記載する。
ただし、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等は、数量欄へ「1」を記載する。
- (3) 金額欄は空白とする。
- (4) 各頁の枠外欄へ、「上段は、出来高対象数量を示す。」と記載する。
- (5) 上記により作成した数量に、「出来高内訳書」と記載した表紙を添付する。

下 - 1 - 1 - 1 - 6 部分払出来高

受注者は、共 - 1 - 1 - 5 - 5 部分払検査第3項に規定する出来高について、監督職員が行う査定を受けるものとする。当該査定は、本編添付資料「29 土木関係請負工事出来高査定運用基準」「30 下水道工事(土木)出来高査定運用基準」に基づくものとする。

下 - 1 - 1 - 1 - 7 履行状況の報告

受注者は、共 - 1 - 1 - 1 - 18 履行報告の規定に基づき、履行状況について、工事出来高報告書を本編添付資料「1 提出書類の様式」に掲載する所定の提出様式(以下「本編所定様式」という。)により毎月作成し、監督職員に提出しなければならない。小規模工事等については、監督職員の承諾を得て省略することができる。

下 - 1 - 1 - 1 - 8 市民応対

- 1 受注者は、施工にあたり、本編添付資料「39 参考資料(1)下水道工事のお知らせ」を参考に「下水道工事のお知らせ」を作成し、地域住民等へ配布するとともに、工事に対する理解と協力を求め、紛争が生じないように努めるものとする。「下水道工事のお知らせ」には、工事内容等の説明に必要な情報及び資料を監督職員の指示より校正・添付しなければならない。
- 2 受注者は、地域住民等からの施工に関する苦情、要望に対して、工事中及び工事完成後においても終始誠意をもってその解決に当らなければならない。
- 3 受注者は、前項に規定する苦情、要望に対する措置及び経過を「工事日報」及び「打合せ記録書」に記録し、その状況を隨時監督職員に報告するとともに、指示があればそれに従わなければならない。

下 - 1 - 1 - 1 - 9 廃棄鉄蓋処理

受注者は、工事の施工に伴い発生する廃棄鉄蓋をアスファルトがらやコンクリートがらなど金属以外のものはすべて取り除いた状態にし、「現場発生品調書」を所定様式により作

成のうえ、監督職員の承認を得て、本編添付資料「38 廃棄鉄蓋処理フロー」に基づき処理しなければならない。

なお、受注者は、廃棄鉄蓋の処理に際して、「現場発生品調書」を持参のうえ、本市の指定処分登録業者の受け入れ施設に搬入するものとする。

下 - 1 - 1 - 1 - 10 工事検査等に要する用具・機器等

共 - 1 - 1 - 5 - 2 工事検査に係る共通事項第3項に規定する用具類及び機器類（本条において以下「用具等」という。）とは、ヘルメット、長靴、手袋、雨合羽、胴長、スチールテープ、大型（専用）鏡（くもり止め処置済）、大型強力ライト（肩さげひも等付）、管底定規、安全帶、酸素等複合ガス濃度測定器、送風機及び別途、監督職員が指示する用具等であり、受注者は当該工事検査等に必要な用具等を準備・点検のうえ提供しなければならない。

第2節 施工一般

下 - 1 - 1 - 2 - 1 一般事項

受注者は、施工方法、使用材料、使用機器及び安全対策等について、設計図書の定めによるほか施工計画書に基づき、安全かつ効率的に実施しなければならない。

下 - 1 - 1 - 2 - 2 使用材料

工事に使用する材料は、工事数量総括表、特記仕様書及び図面に品質規格を示されている場合を除き、共通編及び本編に示す規格に適合したものとする。なお、受注者が同等以上の品質を有するものとして、これら以外の材料を使用する場合は、監督職員と協議しなければならない。

下 - 1 - 1 - 2 - 3 施工機械

- 1 受注者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書の定めにより建設機械が指定されている場合、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員と協議し、それを使用することができる。
- 2 受注者は、使用機械の選定にあたり、施工場所や周辺の施工環境等を総合的に検討し、工事目的に適合した機械としなければならない。

下 - 1 - 1 - 2 - 4 事前調査

- 1 受注者は、事前調査に先立ち測量を実施し、仮BMの設置及び管渠あるいは施設の位置明示を行わなければならない。

2 受注者は、施工上必要な事項について、施工前にその全容を把握するための調査を行うものとし、調査対象、調査箇所及び調査方法等についての「事前調査計画書」を作成し、また、調査終了後には「事前調査報告書」を作成し、監督職員に提出しなければならない。主な調査事項は、次のとおりとする。

- (1) 周辺地域の排水状況
- (2) 地下埋設物
- (3) 架空線
- (4) 周辺構築物
- (5) 道路使用状況（交通量調査を除く）
- (6) 下水処理場、抽水所(ポンプ場)等の設備の運転状況
- (7) その他必要な事項（不発弾、電波障害等）

3 受注者は、工事関係者へ事前調査結果を周知し、事故防止に努めなければならない。

4 受注者は、地下埋設物の確認を行う場合、下 - 1 - 1 - 2 - 5 試験掘工の規定によらなければならない。

下 - 1 - 1 - 2 - 5 試験掘工

1 受注者は、試験掘工の施工にあたり、設計図書及び当該施設管理図面等を確認するとともに、事前に施設管理者へ連絡しなければならない。また、施設管理者による指示を受けた場合は、その内容を「事前調査報告書」と併せて、監督職員に提出するものとする。

2 受注者は、地下埋設物の種別及び形質・形状寸法が確認できるまで露出させた後、位置、深さ及び構造並びに状態を調査しなければならない。

3 受注者は、監督職員が再度試験掘工を行うよう指示した場合、これに従わなければならぬ。

4 受注者は、試験掘時及び工事の施工中において、管理者が不明な埋設物等を発見した場合は、監督職員に報告し措置方法について協議しなければならない。また、不明な埋設物等について、措置方法が決まるまでは監督職員の指示する方法により保全等の措置を講じるものとする。

5 地下埋設物の深さは、水準測量により測定しなければならない。

6 受注者は、試験掘完了後、設計図書の定めに従って埋戻及び路面復旧を行い、交通解放しなければならない。

下 - 1 - 1 - 2 - 6 道路基準点

受注者は、道路基準点が支障若しくは保全に影響を及ぼす場合は、共通編添付資料「9 大阪市公共基準点管理保全要綱」「10 道路基準点保全要綱」に基づき、道路基準点の保全を図らなければならない。また、工区及び路線は、変更や追加等がなされる場合があるので、施工に先立ち確認しておかなければならない。

下 - 1 - 1 - 2 - 7 施設の位置変更

受注者は、地下埋設物及び架空線等が支障となる等により、施設の位置変更が必要となる場合は、調査資料を作成し、監督職員と協議しなければならない。

下 - 1 - 1 - 2 - 8 第三者損害の防止

- 1 受注者は、工事の影響範囲内に入る家屋、工場及び各種施設の事前調査を行い、家屋等に対する保全措置を講じなければならない。なお、建築士事務所等により綿密な事前調査を行うことと指定された場合は、本編添付資料「32 沿道家屋等の事前調査仕様書」に基づき行うものとする。
- 2 受注者は、次に示す各施工段階において、地盤、地下水位の変動、または家屋等の沈下、水平移動及び傾斜を観測し、影響の有無を確認しなければならない。
 - (1) 杭、矢板等の打込み中及び完了時
 - (2) 支保工設置時
 - (3) 掘削完了時
 - (4) 支保工撤去時
 - (5) 埋戻完了時
 - (6) 杭、矢板等の引抜き中及び完了時
 - (7) その他必要な施工段階
- 3 受注者は、施工により第三者に損害を及ぼした場合は、監督職員に報告するとともに、その損害を補償しなければならない。ただし、契約締結の際、本編添付資料「31 工事の施行に伴い避けることのできない事由による第三者損害の補償に関する覚書（土木工事）」の交換を行っている場合は、「同補償要領」に基づき、措置するものとする。

第3節 施工管理

下 - 1 - 1 - 3 - 1 一般事項

受注者は、本編添付資料「27 工事写真帳作成要領」「28 下水道施設土木工事施工管理基準(案)」により施工管理を行い、その記録及び関係書類を作成、保管し、監督職員等の請求に応じて提示しなければならない。なお、設計図書に同様の管理基準が定められていない工種については、施工管理の方法を検討し、かつ監督職員と協議を行ったうえ、当該施工管理基準を施工計画書に明記しなければならない。

下 - 1 - 1 - 3 - 2 施工計画

- 1 受注者は、工事着手前に、本編添付資料「2 施工計画書作成要領」に従い、施工上必要な手順や工法等についての施工計画書（計画図、詳細図及びその他細部図面も含せて集録）を作成し、監督職員に提出しなければならない。なお、監督職員が事前調査及び本体工事に分けて提出を指示した場合は、これに従うものとする。

- 2 受注者は、設計図書に適合するよう施工するために、自らの責任において、施工管理体制を確立しなければならない。
- 3 施工計画書の内容に変更が生じた場合は、前項の規定に準ずるものとする。ただし、臨機の措置を講じる場合は、この限りでない。

下 - 1 - 1 - 3 - 3 材料の品質

- 1 工事に使用する材料は、設計図書に品質が明示されている場合を除き、共通編「第2章工事材料」の規定及び本編添付資料「28 下水道施設土木工事施工管理基準(案)」によるものとする。
- 2 設計図書に品質が明示されていない材料は、日本工業規格 (JIS)、日本農林規格 (JAS)、日本下水道協会規格 (JSWAS) 及び日本水道協会規格 (JWWA)、日本電気工業会規格 (JEM)、電気規格調査会 (JEC)、日本油圧工業会規格等の規格に適合するものとし、これらの規格の無い材料は、品質、形状寸法、強度等が使用目的に応じられるものとする。

下 - 1 - 1 - 3 - 4 材料の確認

- 1 受注者は、工事に使用する材料について、軽易な材料、仮設材料及び少量の材料を除き、使用に先立ち、「使用材料品質等証明書」を所定様式により作成（以下同じ。）し、品名、製造会社、規格証明書、品質試験成績書、検査成績書、その他品質を判定できる資料を添付のうえ、監督職員に提出しなければならない。使用材料に変更が生じた場合もこれに準ずるものとする。
- 2 受注者は、設計図書の定め及び監督職員の指示により、見本による確認を受けて使用するものと指定された材料については、使用に先立ち監督職員に見本を提出し確認を受けなければならない。
- 3 受注者は、工場製作品等については、製作に先立ち図面及び構造計算書等を作成し、監督職員に提出のうえ承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、工事材料を使用するまで変形、または変質が無いよう保管しなければならない。また、変形等により不適当と認める場合には、受注者は自らの責任により取り替えるとともに、新たに搬入する材料については再検査、または確認を行わなければならない。
- 5 受注者は、本編に規定する工事の使用材料に係る納品書・伝票（この場合において、埋戻改良土、舗装材料、道路付属物は除く。）を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。

下 - 1 - 1 - 3 - 5 材料の試験及び検査

- 1 受注者は、設計図書で試験を行うものと指定された材料について、使用に先立ち日本工業規格 (JIS)、または監督職員の指示する方法により試験を行うものとする。
- 2 受注者は、設計図書で検査を行うものと指定された材料について、設計図書の定め、または監督職員の指示する方法により、本市の検査を受けるものとする。
- 3 受注者は、検査、または試験の方法及び結果を整理し、監督職員に提出しなければならない。

下 - 1 - 1 - 3 - 6 工程管理

- 1 受注者は、施工計画書に基づき、工程管理を行わなければならない。
- 2 受注者は、実施工程表を作成し、監督職員に提出しなければならない。小規模工事等について、監督職員の承諾を得て省略することができる。
- 3 実施工程表は、ネットワーク方式で作成するものとする。工事内容等により監督職員の承諾を得てバーチャート方式等とすることができる。

下 - 1 - 1 - 3 - 7 施工記録

受注者は、「工事日報」を所定様式により作成し、これに作業内容、施工管理実施内容、立会・検査内容（下請負に付した場合の各検査記録を含む。）及び第三者との交渉内容等を記録し、監督職員に提出しなければならない。

また、工事の施工に要した交通誘導員配置日報についても提出するものとする。

下 - 1 - 1 - 3 - 8 工事写真

- 1 受注者は、本編添付資料「27 工事写真帳作成要領」「28 下水道施設土木工事施工管理基準(案)」に基づき、記録写真等を撮影し、工事写真帳を監督職員に提出しなければならない。
なお、デジタルカメラで撮影する場合は、同要領の「3 デジタル工事写真作成要領」に基づくものとする。
- 2 工事写真帳は、工事全体が把握できるよう工種及び施工順序に従い整理するものとする。
なお、大規模工事及び設計図書で工事報告書の提出が規定されている場合は、工事写真ダイジェスト版を作成するものとする。
- 3 受注者は、工事全体が把握できるように、一工程毎の施工状況及び出来形を撮影しなければならない。
- 4 受注者は、産業廃棄物を工事現場から搬出する場合、全車両について日付、車両番号、マニフェスト番号（または整理番号）を記載した黒板を入れて搬出状況を撮影し、監督職員に提出しなければならない。
- 5 受注者は、産業廃棄物の品目毎に運搬の状況や中間処理施設、または最終処分地（搬入先が確認できる写真も含む。）への搬入状況を前項と同じ内容を記載した黒板を入れて、1週間に1回程度撮影し、監督職員に提出しなければならない。なお、 $50m^3$ 以下の場合は1回以上の撮影とする。
- 6 工事写真は、カラープリントとする。ただし、監督職員の指示がある場合など複数部の提出が必要となる場合は、カラーコピーとすることができます。

下 - 1 - 1 - 3 - 9 数量の算出及び完成図(完工図)

- 1 受注者は、共 - 1 - 1 - 3 - 2 数量の算出及び完成図第2項に規定する出来高数量の算出書類について、本編添付資料「26 工事出来高数量の算定」に基づき作成しなければならない。

- 2 受注者は、共 - 1 - 1 - 3 - 2 数量の算出及び完成図第2項に規定する完成図について、共通編添付資料「38 下水道工事電子納品作成要領」に基づき、完成図(完工図)を作成し、定められた資料を提出しなければならない。また、設計図書の定めのほかに関連する資料の提出を求められた場合は、これに従うものとする。
- 3 小規模維持補修工事等で監督職員の指示がある場合は、完工図を省略することができる。ただし、この場合においても、出来高数量を確認するための図面等を監督職員に提出しなければならない。

下 - 1 - 1 - 3 - 10 段階確認

受注者は、次表に示す確認時期に基づき、共 - 1 - 1 - 1 - 12 低入札価格調査工事第5項に規定する段階確認を受けるものとする。ただし、当該確認頻度は、監督職員と協議を行い定めるものとする。

種 別	細 別	確認時期
試験掘工	監督職員の指示による。	
地盤改良工	薬液注入 (試験注入含む)	施工時
	高压噴射攪拌・地盤凍結	施工時・施工完了時
土留工	鋼矢板・鋼管矢板 (試験矢板含む)	打込時・打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭・鋼管杭・H鋼杭 (試験杭含む)	打込時・打込完了時(打込杭)・掘削完了時(中堀杭)・施工完了時(中堀杭)・杭頭処理完了時
場所打ち杭工	リバース杭・オールケーシング杭・アースドリル杭・大口径杭	掘削完了時・鉄筋組立完了時・施工完了時・杭頭処理完了時
深基礎工		土質の変化時・掘削完了時・鉄筋組立完了時・施工完了時裏込注入時
ケーソン基礎工		鉄柆据付完了時・本体設置前(オープニングケーソン)・掘削完了時(ニューマチックケーソン)・土質の変化時・鉄筋組立完了時
钢管矢板基礎工		打込時・打込完了時・杭頭処理完了時
管路工(開削)		土質の変化時・床掘時・掘削完了時・管路布設時、完了時・鉄筋組立完了時・(構造物周り)埋戻し時
躯体工		型枠位置決定時・鉄筋組立完了時・コンクリート打込、締固め時・脱型完了時

管推進工		刃口、掘進機据付時・鏡切時・掘進時・到達、掘進完了時・裏込注入時
シールド工		掘進機据付、組立完了時・鏡切時・掘進時・到達、掘進完了時・二次覆工時
その他	設計図書の定め及び監督職員の指示による変化点で行う。	

第4節 安全管理

下 - 1 - 1 - 4 - 1 始業時の点検

受注者は、始業時に工事現場の内外を点検しなければならない。また、道路使用許可書を受けて行う工事は、工事現場毎に本編添付資料「3 工事現場始業点検表」を作成し、監督職員に提出しなければならない。

下 - 1 - 1 - 4 - 2 地下埋設物等の保安

- 1 受注者は、地下埋設物及び架空線等が掘削内に露出または近接する場合は、調査資料等を作成し監督職員に提出するとともに、当該施設管理者と保安方法等について協議しなければならない。ガス供給施設は、大阪瓦斯(株)と本市の交わす本編添付資料「36 下水道工事にともなうガス供給施設の防護標準」に基づき協議するものとする。
- 2 受注者は、地下埋設物等の保安確保及び機能保持等を図るための保安管理を行わなければならない。異常が認められる場合は、施設管理者及び監督職員に報告し、処置方法等について協議するものとする。
- 3 受注者は、保安処置、立会時期、緊急時の連絡方法を把握するとともに、各施設管理者と緊密な連絡をとり、かつ、協調を保たなければならない。
- 4 各施設管理者との協議により、移設工事等が生じる場合は、発注者の負担でこれを行う。
- 5 発注者の指示がある場合において、水道管（口径が300mm以下で、施工延長が30m以下の配水管）の移設工事は、本編添付資料「37 受託工事申請者施行工事仕様書」に基づき、受注者が行うものとする。受注者は、給水管の移設を行う場合、必要な措置を講じなければならない。

下 - 1 - 1 - 4 - 3 防災計画

受注者は、本市の指示する工事について、「道路掘削工事防災計画書」を作成しなければならない。

下 - 1 - 1 - 4 - 4 保安部会

- 1 受注者は、大規模工事における保安対策及び事故防止の措置を協議するための部会（以下「保安部会」という。）の対象工事は、これに協力しなければならない。なお、保安部会の対象工事は、別途本市が指示するものとする。
- 2 受注者は、前項に規定する対象工事について、別途「保安部会の実施要領」に基づき、保安部会の資料を作成しなければならない。

下 - 1 - 1 - 4 - 5 可燃性ガス防止対策

- 1 受注者は、シールド工事、推進工事にあたり、施工前に可燃性ガスの有無を土質調査資料等により確認しなければならない。
- 2 受注者は、可燃性ガスが存在する場合は、関係通達等を順守するとともに、本編添付資料「35トンネル工事における可燃性ガス対策技術基準」に基づき、それに起因する事故防止対策を講じなければならない。